

## 障がい者コミュニケーション条例について

### 1 条例の名称

札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（障がい者コミュニケーション条例）

### 2 経緯

- 平成 28 年 1 月に「手話・障がい者コミュニケーション検討委員会」を設置し、条例に盛り込む内容等について意見交換しながら検討。
- 平成 29 年 6 月 28 日～7 月 28 日にパブリックコメントを実施。147 名から延べ 234 件の意見。
- 平成 29 年第 3 回定例市議会に条例案を提出。

### 3 条例の概要

#### (1) 目的

障がい特性に応じたコミュニケーション手段\*の利用を促進し、もって障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

※ 手話（触手話及び弱視手話を含む。）、要約筆記、筆談、字幕、点字、指点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現、絵図、絵文字、記号、身振り、手振り、口文字、透明文字盤、重度障がい者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がいの特性に応じて利用される意思等の伝達手段。

#### (2) 基本理念

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| ア 基本的人権、自発的意思の尊重     | エ 全ての市民が利益の享受主体 |
| イ 相互理解と人格・個性の尊重      | オ 市、市民及び事業者の連携  |
| ウ コミュニケーション手段の選択機会確保 |                 |

(3) 市の責務、市民及び事業者の役割

- ・ 市の責務 施策の推進、合理的配慮
  - ・ 市民の役割 基本理念に対する理解、市の施策への協力
  - ・ 事業者の役割 市の施策への協力、合理的配慮
- } 努力  
} 義務

(4) 理解促進

- ・ 障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する普及啓発
- ・ 障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供
- ・ 障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ取組への支援

(5) 利用促進

- ・ 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用機会を拡大するための施策
- ・ コミュニケーション支援者を確保し、又は養成するための施策
- ・ その他必要な施策

※ 市は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を用いた速やかな情報提供に努めるものとする。

(6) 滞在者等への配慮

市は、施策を行うに当たり、滞在者等の障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用に配慮するものとする。

(7) 施策の推進

- ・ 「さっぽろ障がい者プラン」において、施策に関する基本的な方針を定める。
- ・ 施策を行うに当たり、必要に応じて障がい者等の意見を聴く。

(8) 財政上の措置

市は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(9) 附則

条例は平成 29 年 12 月 1 日から施行する。